四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該特定書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該特定書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

５　［略］

別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係）

（日本産業規格Ａ４）

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

［１～５　略］

（注意事項）

［１～３　略］

４　最終親会社及びその子法人等の経理の状況

⑴　［略］

⑵　法又は外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者の規則を含む。以下この様式において同じ。）に基づいて、最終親会社の有価証券報告書（法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

また、当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期における最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む半期（事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間をいう。）における最終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

［⑶～⑸　略］

５　［略］

は、当該申請のあつた日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

５　［同上］

別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係）

（日本産業規格Ａ４）

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

［１～５　同左］

（注意事項）

［１～３　同左］

４　［同左］

⑴　［同左］

⑵　法又は外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者の規則を含む。以下この様式において同じ。）に基づいて、最終親会社の四半期報告書（法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書をいう。）、有価証券報告書（法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）その他これらに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

また、当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期における最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む半期（事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間をいう。）における最終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

［⑶～⑸　同左］

５　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。